所定疾患公表について

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者のニーズに適切に対応する観点から、
所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした
場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、
所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

①対象となる疾患は以下のとおりです。
　肺炎
　尿路感染症
　帯状疱疹
　蜂窩織炎
　慢性心不全の増悪(2024年追加)
②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。
③診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。
④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。
⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

対象疾患と主な治療内容

肺炎	胸部Ｘ－Ｐ、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射など）適宜必要な治療を行う。

令和7年度　所定疾患施設療養費算定状況

疾患名/年月		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
	日数	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	4	0
尿路感染症	人数	1	5	0	0	0	0	2	3	2	4	3	2
	日数	5	31	0	0	0	0	11	8	7	24	11	9
帯状疱疹	人数	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	日数	7	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	2	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
	日数	0	10	5	0	0	0	7	1	5	0	0	0
慢性心不全	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0